

賃貸借契約書（長期継続契約）

《令和●年度 単 第●号 ●●●●リース》

朝日町長 矢野純男（以下「甲」という。）と〔●●●●〕（以下「乙」という。）は、以下の条項により〔●●●●リース契約〕（以下「物件」という。）の賃貸借に関する契約を締結する。

（契約の目的）

第1条 この契約は、甲が乙より物件の賃貸借を行うことを目的とする。

（契約対象物件及び設置場所）

第2条 契約対象物件及び設置場所は、次のとおりとする。

（1）物件及び数量

別紙『リース仕様書』のとおり

（2）設置場所

●●●●

（賃貸借料）

第3条 賃貸借料は、月額 金●●●●円（消費税及び地方消費税相当額●●●●円を含む。）とする。

（賃貸借期間）

第4条 賃貸借期間は、令和●年●月●日から令和●年●月●日までとする。

（権利義務の譲渡等の制限）

第5条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、甲の書面による承諾を得たときは、この限りではない。

（賃貸借料の支払）

第6条 乙は、貸借月の翌月に賃貸借料を甲に請求するものとする。

2 甲は、乙から賃貸借料の適正な請求書を受領したときは、その日から起算して30日以内に賃貸借料を支払わなければならない。

3 乙又は丙は、乙又は丙の責めに帰すべき理由により物件を使用できない期間があった場合において、1月に満たない日数があるときは、甲乙協議して賃貸借料から減額する額を定め、月額の賃貸借料を請求しなければならない。

4 この契約締結後、消費税法（昭和63年法律第108号）の改正等によって消費税額に変動が生じたときは、甲は、賃貸借料に相当額を加減して支払うものとする。

（物件の保管及び使用方法）

第7条 甲は、設置場所において、この物件を保管し、又は使用するものとし、その本来の用法に反して使用し、又は甲の通常の業務の範囲以外に使用してはならない。

(物件の保守等)

第8条 乙は、物件が常に正常な機能を果たす状態を保つため保守、点検及び修理等を必要に応じて行い、その費用を負担する。

(物件の所有権及び原状の変更)

第9条 物件の所有権は、乙に属し、甲は、それを善良なる管理者の注意義務をもって使用し、管理しなければならない。

2 甲は、物件が乙の所有であることを示す表示等を損傷する等、物件の原状を変更するような行為をしてはならない。

3 前項の規定にかかわらず、甲は、次の各号に定める事項を行おうとするときは、乙の承諾を受けなければならない。

(1) 物件の一部を取替え、若しくは改造し、又は物件の一部に機械、器具等を取り付けること。

(2) 物件を表記設置使用場所から移転させること。

4 甲は、前項各号の事項を行うときは、その費用を負担し、物件を返還するときは、原状に復さなくてはならない。

(物件の譲渡等の禁止)

第10条 甲は、物件を第三者に譲渡し、若しくは使用させ、又は乙の所有権を侵害するような行為をしてはならない。ただし、乙の承諾を得たときは、この限りでない。

(物件の滅失又はき損)

第11条 甲の過失により、返還までに生じた物権の滅失又はき損については、甲がその費用を負担するものとする。ただし、通常の損耗及び滅耗はこの限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、物件の滅失又はき損の原因が天災その他甲乙双方の責めに帰すことができないものであるときは、甲乙が協議して損害の負担について定めるものとする。

(物件の調査)

第12条 乙は、賃貸借期間中、甲の承諾を得て、物件の設置場所に立ち入り、物件の現状及び保管状況を調査することができる。

(物件の返還)

第13条 第4条の規定により賃貸借期間が終了し、又は第20条第1項若しくは第21条第1項の規定によりこの契約を解除したときは、甲は、物件を速やかに乙に引き渡さなければならない。

(保険)

第14条 乙は、賃貸借期間中、乙を被保険者として、乙の費用で物件に保険を付さなければならない。

2 第11条の規定により甲が乙に損害を与えた場合において、前項の保険で補償された

損害に対して、乙は、甲に対し保険が適用された部分の損害を請求することができない。
(違約金及び遅延利息)

第15条 乙の責めに帰すべき理由により、賃貸借期間の初日までに物件の納入を完了しないとき又は賃貸借開始後において甲が物件を使用することができないときは、甲は、賃貸借期間中の賃貸借料の総額につき、遅延日数に応じ、年〔政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率〕%の割合で計算した額（1,000円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。）の違約金の支払を乙に請求することができる。

2 甲の責めに帰すべき理由により、賃貸借料の支払が遅れた場合においては、乙は、未受領金額につき遅延日数に応じ、年〔政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率〕%の割合で計算した額（1,000円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。）の遅延利息の支払を甲に請求することができる。

3 甲は、第1項の規定により甲が物件を使用することができないときは、その責めの帰すべき者に、甲に生じた損害を請求することができる。

(秘密の保持)

第16条 乙は、この契約を履行するうえで知り得た事項を他に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。また、この契約の終了後においても同様とする。

2 乙は、第10条の規定による委託に当たっては、前項の規定を遵守するよう必要な措置を講じなければならない。

(甲の解除権)

第17条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において、甲は、乙に対し、書面で通知しなければならない。

(1) 乙の責めに帰すべき理由により賃貸借開始日までに物件を納入する見込みがないとき。

(2) 乙が契約を履行するに当たって必要な資格がないとき。

(3) 乙が契約の締結又は履行に当たり不正の行為があったとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、乙が契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。

(5) 第18条第1項の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

2 前項の規定によりこの契約が解除されたときは、乙は、賃貸借料の総額から完了部分の額を控除した金額の10分の1に相当する額を違約金として、甲の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、丙の責めに帰すべき理由により契約を解除したときは、丙は賃貸借料の総額の10分の1に相当する額を違約金として、甲の指定する期間内に支払わなければならない。

3 第1項の規定によりこの契約が解除された場合は、乙又は丙がこれにより被る損害については、甲は、その責めを負わない。

(乙の解除権)

第18条 乙は、甲がこの契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないときは、この契約を解除することができる。

2 乙は、前項の規定により契約を解除したことにより乙に損害が生じたときは、甲乙協議して損害額を定め、甲に支払を請求することができる。

(契約解除の場合の措置)

第19条 甲は、前条の規定によりこの契約の解除があったときは、完了部分に相当する賃貸借料を乙に支払わなければならない。

2 前項に規定する完了部分に1月に満たない日数があるときは、第6条第3項を準用する。

(特約事項)

第20条 この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約であるため、この契約の締結の日の属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る甲の歳出予算において減額又は削除があったときは、甲は、この契約を変更し、又は解除することができる。

2 甲は、前項の規定により契約を変更し、又は解除したことにより乙に損害を与えたときは、甲乙協議して損害額を定め、賠償しなければならない。

(協議)

第21条 この契約の定めのない事項及びこの契約に疑義が生じたときは、甲乙協議し定めるものとする。

(反社会勢力の排除)

第22条

1 乙は、自己または自己の代理人が、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。

(1) 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずるもの（以下「暴力団員等」という。）。

(2) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。

(3) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。

(4) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不等に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。

(5) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。

(6) 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

2 乙は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約する。

(1) 暴力的な要求行為。

(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為。

(3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為。

(4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為。

(5) その他前各号に準ずる行為。

(解除)

第23条

1 甲は、乙が次のいずれかに該当した場合には、何らの催告を要せずして、この契約を解除することができる。

(1) 第22条第1項各号の表明が事実と反することが判明したとき。

(2) 第22条第1項各号の確約に反して、同項各号のいずれかに該当したとき。

(3) 第22条第2項各号の確約に反して、同項各号のいずれかに該当する行為をとったとき。

2 前項の規定によりこの契約が解除された場合には、乙は、甲に対し、解除により生じた損害を賠償しなければならない。

3 第1項の規定によりこの契約が解除された場合には、乙は、解除による損害について、甲に対し何らの請求もすることができない。

この契約の締結を証するため、この契約書2通を作成し、甲乙の2者が記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和●年●月●日

甲 三重県三重郡朝日町大字小向893番地
朝日町長 矢野純男

乙 ●●●●●●●●
●●●●